

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関として指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

| | |
|-----------|--|
| 指定の番号 | 国土交通省関東地方整備局長 第5号 |
| 指定の有効期間 | 令和6年9月12日から5年間 |
| 機関の名称 | 株式会社 ビルディングナビゲーション確認評価機構 |
| 主たる事務所の住所 | 東京都豊島区南大塚三丁目37番5号 電話番号 03(5960)3410 |
| 代表者氏名 | 鹿倉 一正 |
| 業務区域 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く)、神奈川県、山梨県及び長野県の全域 |
| 指定区分 | 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる区分 |
| 取り扱う建築物等 | 建築物、建築設備、工作物 |
| 実施する業務の態様 | 建築確認、中間検査、完了検査 |

備考1 「取り扱う建築物等」の欄には、当該指定確認検査機関が、指定区分のうち、確認検査の業務の範囲として確認検査の業務を対象とする建築物等として確認検査業務規程において定めるものを記載すること。

2 「実施する業務の態様」の欄には、建築確認又は完了検査若しくは中間検査の別を記載すること。